

件名	県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>新給与システムの導入に伴い、議員報酬の支給日について、令和6年10月分から常勤の一般職員に合わせるための改正を行う。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>第4条 <u>議員報酬は、毎月中旬にこれを支給する。</u> ⇒ <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>第7条 議員報酬及び期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、<u>一般職の職員の例</u>による。</p> <p style="text-align: center;">⇒ 一般職と同じ日に支給</p> <p>※一般職の職員に係る規定</p> <p>○職員の給与に関する条例</p> <p>第5条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。(後略)</p>	
施行日	令和6年10月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	